履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育センター | 教育総合情報ネットワーク整備事業研修用機器等（前期分）賃貸借契約において、受注者は、毎月履行を完了したときは、書面により発注者あて通知しなければならず、発注者は、通知を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならないと定められている。  しかし、発注者である教育センターは受注者からの通知の前に検査を行っているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 通知日 | 検査日 | | ４月分 | 平成25年５月１日 | 同年４月30日 | | ５月分 | 平成25年６月３日 | 同年５月31日 | | ９月分 | 平成25年10月１日 | 同年９月30日 | | 10月分 | 平成25年11月１日 | 同年10月31日 | | １月分 | 平成26年２月３日 | 同年１月31日 | | ２月分 | 平成26年３月３日 | 同年２月28日 | | ３月分 | 平成26年４月１日 | 同年３月31日 | | 【是正を求めるもの】  起案者のみならず、決裁関与者を含めて、契約書に基づく手続について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。 | 相手方から完了届の通知のある契約業務について、検査日の確認の徹底及び地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務手続を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底するため、会計事務担当者をはじめ、所内職員に対し会計事務に関する研修を実施し、知識の向上及び再発防止を図った。 |

経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育センター | 次の３件の業務について不備があった。   * 不用品等収集・運搬・処理業務（以下「業務１」という。） * 大型ゴミの収集・運搬・廃棄処分委託（以下「業務２」という。） * 各排水漕清掃及び廃棄物処理業務（以下「業務３」という。）   「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業者」という。）に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者（以下「処分業者」という。）にそれぞれ委託しなければならないと定められている。  教育センターは、同法に基づく契約として、以下の契約を締結していた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 収集運搬業務 | 処分業務 | | 業務１　契約先 | Ａ社（収集運搬業者） | Ｂ社（処分業者） | | 業務２　契約先 | Ａ社（収集運搬業者） | Ｂ社（処分業者） | | 業務３　契約先 | Ｃ社（収集運搬業者）  Ｄ社（収集運搬業者）  Ｅ社（収集運搬業者） | Ｆ社（処分業者） |   上記契約を締結しているにもかかわらず、同センターは、収集運搬及び処分業務を包含する契約（以下「業務委託契約」という。）を、別途締結していた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 収集運搬及び処分業務 | 経費総額 | | 業務１　契約先 | Ａ社（収集運搬業者） | 164,850円 | | 業務２　契約先 | Ａ社（収集運搬業者） | 199,500円 | | 業務３　契約先 | Ｃ社（収集運搬業者） | ※315,000円 |   　　※各排水漕清掃にかかる経費を含む  １　契約が同法に違反していた。  (1) 同法第12条に違反しているもの。  ・業務委託契約を締結した収集運搬業者は、処分業の許可を受けていない。  (2) 同法施行令第６条の２に違反しているもの。  ・業務１及び業務２における同法に基づく契約について、収集運搬業務及び処分業務の契約書には、種類及び数量が記載されていない。  ・業務３における同法に基づく契約について、処分業務の契約書には、施設の処理能力が記載されていない。  (3) 同法施行規則第８条の４の２に違反しているもの。  ・業務１における同法に基づく契約について、収集運搬業務及び処分業務の契約書には、料金が記載されていない。  ・業務２における同法に基づく契約について、収集運搬業務及び処分業務の契約書には、料金は「見積書の通り」と記載されているが、見積書には全体業務の経費総額が記載されているのみであり、各業務の対価が不明である。  ・業務３における同法に基づく契約について、収集運搬業務の契約書における処理料金の記載が誤っている。  ２　同法に基づく契約と業務委託契約は、業務内容は同じであるため、二重の契約となっており、同法に基づく契約を締結した収集運搬業者及び処分業者と、業務委託契約を締結した収集運搬業者との関係が不明となっている。  ３　業務１及び業務２の処分業務にかかる経費支出について、同法に基づく契約においては、「センターは、処分業者から業務終了報告書を受け取った後、処分業者に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。」と定められており、業務委託契約に基づき経費総額をＡ社に支払われている。しかし、業務委託契約の当事者として処分業者であるＢ社は含まれておらず、支払方法に関するＢ社の同意が不明である。  ４　収集運搬業務は役務費、処分業務は委託料で支払うべきところ、業務１及び業務２においては、瑕疵のある業務委託契約に基づき、収集運搬業者に対して全額委託料で支払っていた。 | 【是正を求めるもの】  同法では、収集運搬と処分の委託は、法令で定める者にそれぞれ委託しなければならないと定められ、各業務を異なる業者に委託する場合には、業者毎に委託契約を締結することが義務付けられており、各業者との間において、それぞれの委託料の金額を明記した契約書を作成しなければならない。  業務１及び業務２における契約については、収集運搬及び処分業者との間の各別の契約書において、収集運搬及び処分業務のそれぞれの料金等が記載されておらず、業務３の契約については、収集運搬業者のうち１社との契約書では料金の記載誤りがある。さらに、収集運搬業者のみとの間で収集運搬及び処分業務を包含する経費総額を記載した契約書が別途作成されている。このような契約処理は同法に違反しており、廃棄物処理業務を委託する場合は、法令で義務付けられている内容が記載されている契約書を収集運搬業者及び処分業者それぞれと交わすべきである。  委託料の支払いについては、個々の業者毎に適正な対価が支払われずに不適正処理を招くことのないようにするため、個々の契約に基づいて収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ直接支払うべきである。  上記の点を踏まえ、契約内容及び手法を十分検討し、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （支出負担行為）  第232条の３　普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。  【大阪府財務規則】  （支出の命令）  第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】  （事業者の処理）  第12条  ５　事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。  ６　事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。  （産業廃棄物処理業）  第14条  12　第１項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第６項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】  （事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）  第６条の２　法第12条第６項の政令で定める基準は、次のとおりとする。  ４　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。  イ　委託する産業廃棄物の種類及び数量  （略）  ハ　産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力  （略）  ヘ　その他環境省令で定める事項  　　（以下、略）  【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】  （委託契約に含まれるべき事項）  第８条の４の２　令第６条の２第４号 ヘ（令第６条の12第４号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  ２　委託者が受託者に支払う料金  【会計事務ポータルサイトＦＡＱ】  財務会計（制度）　会計年度・会計区分   |  | | --- | | 産業廃棄物の処分にかかる支出科目  産業廃棄物の運搬を業者に委託した場合、支出科目は役務費でよろしいか。 | | 運搬のみに限定されている場合は、役務費で支出します。  しかし、産業廃棄物の処分も含めて委託する場合は人的サービス以外の要素も加わるため委託料で支出します。 | | 今後、経費支出手続の不備のないよう、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務手続を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底するため、会計事務担当者をはじめ、所内職員対し会計事務に関する研修を実施し、知識の向上及び再発防止を図った。 |

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育センター | 管内出張について、総務事務システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路等を修正するため再度入力し、登録済みの誤った旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの等があるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が過払いとなっているものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 当初入力日 | 重複入力日 | 過払い 旅費額 | 支給誤りの原因 | | Ａ | 平成25年７月16日 | 平成25年７月17日 | 平成25年７月23日 | 230円 | 重複入力 | | 平成25年８月15日 | 平成25年８月14日 | 平成25年８月15日 | 230円 | 重複入力 | | 平成25年10月４日 | 平成25年10月２日 | 平成25年10月４日 | 230円 | 重複入力 | | 平成25年10月18日 | 平成25年10月21日 | 平成25年10月31日 | 230円 | 重複入力 | | 平成25年11月12日 | 平成25年11月５日 | 平成25年11月13日 | 430円 | 重複入力 | | 平成26年３月27日 | 平成27年３月27日 | 平成27年３月27日 | 800円 | 誤入力 | | Ｂ | 平成25年６月３日 | 平成25年６月３日 | 平成25年６月３日 | 400円 | 重複入力 | | 平成25年12月17日 | 平成25年12月17日 | 平成25年12月20日 | 950円 | 重複入力 | | Ｃ | 平成25年４月22日 | 平成25年４月22日 | 平成25年４月26日 | 1,100円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 平成25年６月５日 | 平成25年６月６日 | 平成25年６月10日 | 240円 | 重複入力 | | 平成25年６月27日 | 平成25年６月24日 | 平成25年６月27日 | 730円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｄ | 平成25年12月17日 | 平成25年12月17日 | 平成25年12月17日 | 400円 | 重複入力 | | Ｅ | 平成25年12月６日 | 平成25年12月３日 | 平成25年12月５日 | 540円 | 重複入力 | | Ｆ | 平成25年12月13日 | 平成25年12月６日 | 平成25年12月12日 | 280円 | 重複入力 | | Ｇ | 平成25年８月１日 | 平成25年７月29日 | 平成25年７月31日 | 240円 | 重複入力 | | Ｈ | 平成26年３月５日 | 平成26年３月４日 | 平成26年３月５日 | 540円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｉ | 平成25年７月24日 | 平成25年７月19日 | 平成25年７月24日 | 280円 | 重複入力 | | 平成25年10月４日 | 平成25年10月２日 | 平成25年11月７日 | 540円 | 誤入力 | | Ｊ | 平成26年３月28日 | 平成26年３月25日 | 平成26年３月28日 | 660円 | 重複入力 | | Ｋ | 平成25年６月４日 | 平成25年６月３日 | 平成25年６月４日 | 760円 | 誤入力 | | 平成25年８月１日 | 平成25年７月30日 | 平成25年８月１日 | 1,300円 | 重複入力 | | 平成25年８月６日 | 平成25年７月30日 | 平成25年８月５日 | 1,720円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 平成26年２月27日 | 平成26年２月25日 | 平成26年３月３日 | 760円 | 重複入力 | | 平成26年３月13日 | 平成26年３月17日 | 平成26年３月27日 | 640円 | 重複入力 |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | Ｌ | 平成25年11月５日 | 平成25年11月５日 | 平成26年３月31日 | 1,720円 | 重複入力 | | 平成25年11月14日 | 平成25年11月14日 | 平成26年３月31日 | 1,020円 | 重複入力 | | Ｍ | 平成25年11月28日 | 平成25年11月18日 | 平成25年11月27日 | 1,220円 | 重複入力 | | 平成26年１月17日 | 平成26年１月９日 | 平成26年１月16日 | 1,190円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｎ | 平成25年７月29日 | 平成25年７月19日 | 平成25年７月29日 | 390円 | 重複入力 | | 平成25年７月30日 | 平成25年７月19日 | 平成25年７月29日 | 390円 | 重複入力 | | 平成25年７月31日 | 平成25年７月19日 | 平成25年７月29日 | 390円 | 重複入力 | | Ｏ | 平成25年12月26日 | 平成25年12月18日 | 平成25年12月26日 | 950円 | 重複入力 | | Ｐ | 平成25年６月18日 | 平成25年６月13日 | 平成25年６月18日 | 790円 | 重複入力 | | Ｑ | 平成26年２月３日 | 平成26年２月４日 | 平成26年３月２日 | 460円 | 誤入力 | | Ｒ | 平成26年２月18日 | 平成26年２月18日 | 平成26年２月21日 | 460円 | 重複入力 | | Ｓ | 平成25年６月14日 | 平成25年５月31日 | 平成25年５月31日 | 700円 | 重複入力 | | 平成25年９月６日 | 平成25年９月５日 | 平成25年９月９日 | 700円 | 重複入力 | | 平成25年９月11日 | 平成25年９月５日 | 平成25年９月９日 | 700円 | 重複入力 | | Ｔ | 平成25年４月16日 | 平成25年４月12日 | 平成25年４月14日 | 870円 | 重複入力 | | Ｕ | 平成26年２月28日 | 平成26年２月24日 | 平成26年２月26日 | 870円 | 重複入力 | | Ｖ | 平成25年９月17日 | 平成25年９月17日 | 平成25年９月17日 | 1,300円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 平成25年11月25日 | 平成25年11月25日 | 平成25年11月26日 | 640円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｗ | 平成25年12月５日 | 平成25年11月28日 | 平成25年12月５日 | 500円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｘ | 平成25年11月８日 | 平成25年10月29日 | 平成25年10月31日 | 850円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｙ | 平成25年12月27日 | 平成25年12月25日 | 平成26年１月７日 | 1,130円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 【是正を求めるもの】  速やかに過払いの旅費について是正措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないかを確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 監査の結果を受け、速やかに戻入措置を行った。  また、今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることについて、センター内で周知した。さらに支出命令処理時においても、旅費担当者、経費支出の決裁関与者、承認者は旅費明細内訳書の確認を徹底し、同一日における複数申請等がある場合は申請者に確認を行うこととするなど、適正な事務処理に努める。 |